

令和2年9月23日  
午後2時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

14番	三浦義光	15番	佐藤高 清
-----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総務部長	渡邊秀樹
市民生活部長	横山和久	健康福祉部長兼福祉事務所長	宇佐美 悟
建設部長	大野勝貴	教育部長	山下正巳
総務部次長兼総務課長	伊藤重行	総務部次長兼企画政策課長	佐野智雄
総務部次長兼防災課長	伊藤淳人	会計管理者兼会計課長	伊藤 えい子
監査委員局長	佐藤雅人	健康福祉部次長兼福祉課長	大木弘己
建設部次長兼農政課長	小笠原己喜雄	建設部次長兼土木課長	伊藤仁史
財政課長	立石隆信	人事秘書課長	山森隆彦
税務課長	横江兼光	収納課長	細野英樹
市民課長	鈴木博貴	市民協働課長	安井幹雄
商工観光課長	浅野克教	十四山支所長	山田 淳
保険年金課長	服部利恵	健康推進課長	山守美代子

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	飯田宏基
都市整備課長	梅田英明	下水道課長	水谷繁樹
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	図書館長	服部朋夫

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柴田寿文	書記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 発言の取消し申出について
- 日程第3 議案第49号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第50号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第51号 令和2年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第52号 令和2年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第53号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 認定第1号 令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (追加提案)
- 日程第15 議案第54号 物品の買入れについて
- 日程第16 議案第55号 物品の買入れについて
- 日程第17 議案第56号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及

び拡充を求める意見書の提出について

日程第19 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第20 発議第7号 加藤明由議員に対する辞職勧告決議について

日程第21 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

○議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 88 条の規定により、三浦義光議員と佐藤高清議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 2 発言の取消し申出について**

○議長（大原 功君） 日程第 2、発言の取消しの申出がありました。議題といたします。

お諮りいたします。

佐藤仁志議員から 9 月 4 日の本会議において、一般質問の発言について、お手元に配付しました発言取消申出書のとおり取消しの趣旨の申出がありました。

この取消申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、佐藤仁志議員からの発言の取消しの申出を許可することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 49 号 令和 2 年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 4 議案第 50 号 令和 2 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 51 号 令和 2 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 52 号 令和 2 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 53 号 令和 2 年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 8 認定第 1 号 令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 2 号 令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 3 号 令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 4 号 令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 5 号 令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 6 号 令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 7 号 令和元年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（大原 功君） この際、日程第3、議案第49号から日程第14、認定第7号まで、以上12件を一括議題といたします。

本案12件に関しては、審査の経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） 行財政委員会に付託されました案件は、議案第49号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）をはじめ12件です。

本委員会は、去る9月11日、14日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部、建設部の所管する付託事項の審査をいたしました。

まず、議案第49号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）の審査をいたしました。

最初に市側より説明があり、委員より、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですが、国の1次、2次合わせて上限に達したと見ていいかとの質問に、市側より、この額の補正で1次、2次分の交付限度額に達する額での補正ですとの答弁がありました。

続けて、プレミアム商品券等で残った場合は、他のコロナ対策に流用することは可能かとの質問に、市側より、4億7,000万円ほどの事業を実施する予定であり、1次、2次の合計で限度額が3億6,000万円ほどであり、1億円ほど不足している状況です。下回って余れば他のものにも使うことは可能であるが、現状ではそういうことはないと考えているとの答弁がありました。

次に、総務部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第2号令和元年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についての2件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、経常収支比率が91%となり、初めて90%を超えた。その要因は何か。来年度予算編成に向けての考えはあるかとの質問があり、市側より、特別会計への繰出金の増加であり、後期高齢者に対する療養給付費の増加や介護保険給付費繰出金が増加したことなどが大きな要因であります。来年度予算編成に向けては、真に必要な施策について限られた財源を可能な限り重点的かつ効率的に配分することを基本として取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

次に、建設部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、道路維持、道路改良、道路等清掃について、市民からの要望に十分対応できたかとの質問があり、市側より、平成30年度、令和元年度要望の施工実績については、

現場確認の後施工していますが、主な道路改良・舗装修繕において56申請中27申請を施工しています。また、道路等清掃業務においても、市道の適正な維持管理に努めており、おおむね要望に対応できたものと考えているとの答弁がありました。

14日には、所管を入れ替え、市民生活部・健康福祉部・教育部の所管する付託事項の審査に入り、まず議案第49号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第5号）から議案第53号弥富市一般会計補正予算（第6号）までの5件を一括審査いたしました。

最初に市側より説明があり、委員より、金魚の水槽セット数は、1か所200セットを6か所で開催するというので1,200セットですかとの質問に、市側より、現在のところそのとおり進めていく予定ですとの答弁がありました。

また、金魚の購入費が人件費を含んで510万円程度ということであるが、これは市内の金魚生産者へお金が回っていく効果を目的としているのか。組合への支援となるのかとの質問に、市側より、金魚は市内の生産者から購入して配付しますので、組合というよりは生産者に対して支援していく考えですとの答弁がありました。

次に、市民生活部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、結婚新生活支援補助金の実績は。今後の定住者を増やす対応はどの質問があり、市側より、令和元年度の交付実績は8件であり、8件のうち4件が夫婦両方も弥富市以外からの転入でした。定住者を増やし、人口減少社会に対応していくため、「弥富市に住んでみたい！住み続けたい！を考えるワークショップ」を開催し、そこで出されたアイデア等を参考にしていきたいとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、自立相談支援事業を市社会福祉協議会に委託しているが、就労その他の自立につながった事例や成果は確認しているかとの質問があり、市側より、令和元年度中に新規で受けた件数は47件であり、そのうち就労その他自立につながった件数は38件でありました。随時調整会議を行い、利用者についての報告を受け、支援内容の確認を行っていますとの答弁がありました。

次に、教育部の決算審査を行いました。

認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定についてを審査いたしました。

委員から通告にて、学校給食調理業務委託料が、児童・生徒の人数が減っている中、前年度に比べて増額となっているが、その理由はどの質問があり、市側より、学校給食調理業務委託料は3年間の長期継続契約で、契約時に年度ごとの予定支払額を定めており、児童・生

徒の人数等により変動することはありません。増額となったのは、契約上の年度ごとの差額に加え、令和元年10月から始まった消費税の増税分ですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入り、認定第1号令和元年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、子育て環境整備、公園、歩道、防災など整備すべきところにお金が回っておらず、大型公共施設投資に前向きな状況である。整備ができていないところに予算を割り当てて整備を行っていただきたい。

認定第3号令和元年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計からの繰入金が減って加入者の負担が大変な状況にある。加入者に対しての負担の軽減に努めていただきたい。

認定第4号令和元年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号令和元年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、加入者の負担が大きくなってきている。基金等を活用して、負担軽減に努めるとともに、国・県にしっかり要望し、加入者に対しての負担を軽減するよう求めていただきたい。

認定第6号令和元年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号令和元年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、減価償却費が見えてこないが、多額に発生しており、今後の大きな負担となることが予測される。負担の少ない合併浄化槽等に切り替えていく必要があると考えるが、まだまだその方向にたどり着いていないとの反対討論があり、採決の結果、議案第49号から議案第53号までの5件については、全員賛成で原案を了承、認定第1号は賛成多数で原案を了承、認定第2号は全員賛成で原案を了承、認定第3号から認定第7号までの5件については、賛成多数で原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） ここで暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時14分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告に従いまして、まず反対討論を許します。

那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

日本共産党弥富市議団を代表して討論させていただきます。

まず、認定第1号、一般会計歳入歳出決算認定については、県内ほとんどの自治体で実施されている土曜日の午後の保育など、子育て環境に関してはまだまだ整備が遅れています。また、弥富市内の公園は少なく、道路や歩道は危険なところが多々あり、防災はまだ不十分などになっております。こうした必要な部分に予算が回らず、JR橋上化、自由通路化などの大型公共事業に前のめりの状況になっております。決算を踏まえ、必要な整備ができていないところにしっかりとした予算を割り当て、整備を行っていくべきものであると思います。

また、国民健康保険税の特別会計決算認定については、加入者は比較的弱者が多く、負担は限界に来ているにもかかわらず一般会計の繰入れが減っており、負担の軽減も少なくなっています。一方、全国知事会等で国に対し1兆円の負担を求めているにもかかわらず、県は実態を把握しつつも負担軽減のための繰入れを行わず、指示も出させない、このような状態を含め抜本的な見直しが必要と考えます。

介護や後期高齢者に関しても同様で、その負担は重くサービスも受けにくくなっています。基金等を活用し、負担軽減に努めるとともに、国・県に対してしっかりと要望し、市民の負担を軽減するよう、市長においては市民を守る立場で頑張りたいと思っています。

また、農業集落排水事業及び公共下水道事業については、弥富市の一番の財政を圧迫している理由になっています。その負担は毎年5億円ほどある上に、減価償却費が入っていないことにもっと強い危機感を持って対策をすべきと考えます。今年度においては、別会計に試算され約5億円の減価償却費が計上されていきました。それを踏まえると、5億プラス5億、10億規模の毎年の負担になっており、今後も財政を大きく圧迫するものになっていくものと思われる。今後の財政計画を示すとともに、しっかりとした対応策を考えていく必要があると思われる。

造ったら直す、補修する、更新する費用が増えるということなので、今でさえ限界に来ているこの負担をこれ以上増やさない方向へ、大胆に切り替えていくべきである。よって、国の補助があと5年で、できるところまで事業を進めると今市のほうが言っておりますけれども、その方針自体を改めていく必要があるのではと、決算を見てつくづく感じるところであります。

また、いまだ弥富市行政がその立場に立っていないのが問題と思います。造るときは国の補助が得られても、直すときはほとんど出ません。市が一番財政を心配しなければならないのは、この下水道事業であるという認識をしっかりと真に見据え、対応すべきである。以上の



理由等により、この6件の認定に対し反対させていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論なしと認めます。

討論がないことを確認いたしましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号から議案第53号まで、以上5件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第53号まで、以上5件は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第1号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第2号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、認定第3号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、認定第4号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第5号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第6号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、認定第7号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

本日、安藤市長から議案第54号から議案第56号まで、以上3件が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号まで、以上3件を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第54号 物品の買入れについて

日程第16 議案第55号 物品の買入れについて

日程第17 議案第56号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

○議長（大原 功君） この際、日程第15、議案第54号から日程第17、議案第56号まで、以上3件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第54号物品の買入れにつきましては、学校情報機器タブレット等を買入れるため必要があるものでございます。

次に、議案第55号物品の買入れにつきましては、学校情報機器タブレット用ソフトを買入れるため必要があるためでございます。

次に、議案第56号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時に流行する場合を見据え、高齢者等のインフルエンザワクチン接種の自己負担額をなしとするための関係予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を教育部長に求めます。

なお、補正予算につきましては、総務部長に求めます。

まず、山下教育部長。

○教育部長（山下正己君） 議案第54号物品の買入れについて御説明申し上げます。

1. 物件名、学校情報機器（タブレット等）。内訳といたしましては、1枚はねていただきまして、別紙の一覧のとおりでございます。2. 買入れ金額、1億8,480万円。3. 買入れ先、リコージャパン株式会社販売事業本部、中部MA事業部公共営業部でございます。4. 契約の方法、2名の一般競争入札です。

弥富市内小・中学校の学校情報機器（タブレット等）を買い入れるものでございます。

次に、議案第55号物品の買入れについて御説明申し上げます。

1. 物件名、学校情報機器、タブレット用ソフトでございます。内訳といたしましては、1枚はねていただきまして、別紙の一覧表のとおりでございます。2. 買入れ金額、5,830万円。3. 買入れ先、リコージャパン株式会社販売事業本部、中部MA事業部公共営業部。4. 契約の方法、2名の一般競争入札。

弥富市内小・中学校の学校情報機器（タブレット用ソフト）を買い入れるものでございます。

以上です。

○議長（大原 功君） 次に、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第56号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を209億7,409万円とするものであります。

歳入予算の内容といたしましては、衛生費県補助金の新型コロナウイルス感染症対策、高齢者インフルエンザ予防接種費補助金973万5,000円を新たに計上するものであります。

歳出予算の内容といたしましては、衛生費におきまして、個別予防接種等委託料973万5,000円を増額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大原 功君） これより、質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

質疑させていただきます。

議案第56号に関してでございます。

まず、提案理由としてございました新型コロナウイルスの流行が同時期になることを避け

たいということでもございましたけれども、コロナで同時期の流行を避けたいというのであれば、学校や保育所でも同じと思いますけれども、その辺りの市の見解をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 那須議員のほうから小学校、中学校、また幼児のお子様にとというようなことではございますが、新型コロナウイルス、そしてまたインフルエンザに同時にかかってしまった場合のやっぱりリスクを考えますと、御高齢の方が一番重篤になる率が高いということで、愛知県のほうがこのような方々、65歳以上の方々に対して全額負担をしますということで、県のほうの事業として来ておりますものですから、それに対して市のほうが今回上程をさせていただいたということではございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この補正予算のほうを見ますと、全額県の補助ということでございます。ただ、やはり重篤化するのが高齢者の方が多いということで、その辺りに関しては一部理解することはできますけれども、やはり学校や保育所でもインフルエンザが流行したら、インフルエンザかコロナか初期症状では判断できないという状況になります。そうしますと、やはり病院のほうが大変な状況になってしまっている上に、さらに負担をかけてしまうということなので、それを避けるためにはやはりこうしたところにも補助が必要なのではないかなと思います。

大治町では、1,000円で中学生以下がこうしたインフルエンザ予防の注射を受けられるという補助をすることが、私どもの情報で耳に届いております。蟹江町自体はもともとコロナにかかわらず、中学生以下にはインフルエンザの補助があるということでございます。こうした市が独自に上乘せして行えば、こうした事態を少しでも軽減することができるかと思っておりますので、ぜひ市が独自で上乘せして、例えば18歳以下、あるいは中学卒業まで、同じように補助する考えはありますでしょうか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 全ての方々に対しましての補助というふうなお話ではございますが、他市町の全ての児童・生徒、学生さんたちの補助ということでございますが、他市町の状況もきちんと検証しながら今後の課題として進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今後の課題と言っている間に、今年度終わってしまうので、ぜひ早急な対応をできるように、市のほうでしっかりと決断していただけることを心から期待して、質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号から議案第56号まで、以上3件は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号まで、以上3件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論なしを確認いたしましたので、これより討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第54号から議案第56号まで、以上3件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第54号から議案第56号まで、以上3件は原案どおり可決決定いたしました。

早川議員から発議第5号及び発議第6号の提出がされました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号及び発議第6号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第19 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（大原 功君） この際、日程第18、発議第5号及び日程第19、発議第6号、以上2件を一括議題といたします。

提案は議員提案ですので、提出者の早川議員に提出の理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） それでは、発議第5号から発議第6号までの2件の意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、令和3年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率の2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されるため、そのようなことにならない令和3年度地方財政対策及び地方税制改正をされるよう国に対し強く要望するものであります。

以上、この意見書2件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、これより討論を終結し、採決に入ります。

発議第5号及び発議第6号、以上2件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第5号及び発議第6号の以上2件は、原案どおり可決決定いたしましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出いたします。

佐藤高深議員ほか7名より、発議第7号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第7号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第20 発議第7号 加藤明由議員に対する辞職勧告決議について

○議長（大原 功君） この際、日程第20、発議第7号加藤明由議員に対する辞職勧告決議案について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、加藤明由議員の退場を求めます。

〔5番 加藤明由君 退場〕

○議長（大原 功君） 本案は議員提案ですので、提出者である佐藤高清議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 発議第7号加藤明由議員に対する辞職勧告決議について、決議案を述べさせていただきます。

加藤明由議員に対する辞職勧告決議（案）。

令和2年7月22日、名古屋地方裁判所にて、弥富市を被告として加藤明由さんほか2名が提起した損害賠償請求住民訴訟事件につき、訴えを却下する判決がなされ、原告が控訴を断念し、当該判決が確定しました。

弥富市は、当該訴訟の提起により新庁舎建設工事の着手が遅延し、工事費用の増加等により大幅な時間的、経済的な負担が発生をしております。もとより地方自治法に基づく監査請求、住民訴訟制度は、市民が政治に関心を持ち税金の無駄遣いを監視し、もって地方自治に資する制度ですので有用に利用されるべきものであります。

ところで、加藤明由さんは弥富市政を考える会として活動を行っており、市民オンブズマンを目指すとして選挙公報にも記載し、本年2月の弥富市議会議員選挙で当選されております。

本来オンブズマン活動は、行政の外部から行政を監視しこれを是正するものであります。地方議会は地方行政の一翼を担っている側面があり、地方議会の議員がオンブズマン活動を行うことは本来の趣旨に合致しない要素もあり、オンブズマン活動をゆがめてしまう可能性もあります。なお、「弥富市政を考える会」は、平成27年2月13日に解散をしているとのこととあります。選挙公報にも疑義が生じております。

今回、加藤明由さんが住民訴訟を提起されたのは平成30年のことであり、一般市民としての行動ですので全く問題があるわけではありません。しかしながら、加藤明由さんが弥富市議会議員となられた以上、オンブズマン活動を行うのはいかがなものかと考えます。

議員が弥富市行政の不正をただすには、議員として活動に専念すれば足りることですし、一般市民からは議員なのに弥富市に大きな負担を負わせる結果となる住民訴訟を提起していたことが奇異に思われるところとあります。この際、加藤明由さんがオンブズマン活動に専

念されるのであれば、ぜひとも議員を辞職していただきたく考えます。

今回、弥富市勝訴が確定した住民訴訟を提起した加藤明由議員に対しては、弥富市に多大な負担を強いる結果となった事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告するものであります。

以上、決議する。令和2年9月23日。弥富市議会。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 提出者に関して、この発議第7号に関して質疑させていただきます。

この辞職勧告決議の文の中には、オンブズマン活動ということできりに出てきておりますけれども、提出者及び賛成者が考えるオンブズマン活動とは、一体ここでいうと何なのでしょう、お答えください。

○議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

○15番（佐藤高次君） 先ほど私が提案を述べさせていただきました。まだ那須議員に提案の理由が納得されていないようでありますので、再度提案理由を全文述べさせていただきます。

提案理由。

いいですか、那須議員。

令和2年7月22日、名古屋地方裁判所において、弥富市を被告として加藤明由さんほか2名が提起した損害賠償請求住民訴訟事件につき、訴えを却下する判決がなされ、原告が控訴を断念し、当該判決が確定をいたしました。

弥富市は当該訴訟の提起により、新庁舎建設工事の着手が遅延し、工事費用の増加等により大幅な時間的、経済的な負担が発生しております。もとより地方自治法に基づく監査請求、住民訴訟制度は市民が政治に関心を持ち税金の無駄遣いを監視し、もって地方自治に資する制度ですので有用に利用されるべきものであります。

ところで、加藤明由さんは「弥富市政を考える会」として活動を行っており、市民オンブズマンを目指すとして選挙公報にも記載をし、本年2月の弥富市議会議員選挙で当選されております。

本来オンブズマンの活動は、行政の外部から行政を監視しこれを是正するものであります。地方議会は地方行政の一翼を担っている側面があり、地方議会の議員がオンブズマン活動を行うことは本来の趣旨に合致しない要素もあり、オンブズマン活動をゆがめてしまう可能性



もあります。なお、「弥富市政を考える会」は、平成27年2月13日に解散をしているとのことでもあります。選挙公報にも疑義が生じております。

今回、加藤明由さんが住民訴訟を提起されたのは平成30年のことであり一般市民としての行動ですので全く問題があるわけではありません。しかしながら、加藤明由さんが弥富市議会となられた以上、オンブズマン活動を行うのはいかがなものかと考えます。

議員が弥富市行政の不正をただすには議員として活動に専念すれば足りることですし、一般市民から議員なのに弥富市に大きな負担を負わせる結果となる住民訴訟を提起していたことが奇異に思われるところでもあります。

この際、加藤明由さんがオンブズマン活動に専念されるのであればぜひとも議員を辞職していただきたく考えます。今回、弥富市勝訴が確定した住民訴訟を提起した加藤明由議員に対しては、弥富市に多大な負担を強いる結果となった事態の重大さを真摯に受け止めていただき、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告するものであります。

以上、決議する。令和2年9月23日。弥富市市議会。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私が申し上げたいのは、そういうところではなくて、この内容を省略して要約すると、議員がオンブズマン活動を行うのはいかがなものかということだと思っただけですが、ここに書いてあるように、議員が弥富市行政の不正をただすには、議員として活動に専念すれば足りるということでもあります。要は、加藤議員がオンブズマン活動を現在行っているのかどうか。いや、そういうことじゃなくて、やはり私は別に議員として内部から疑義をただしているんじゃないかというふうに思うんですけども、オンブズマン活動を行っているという根拠というか、そういった具体的な事例等を上げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 佐藤議員。

○15番（佐藤高君） 那須議員、ただいま2回提案理由を述べさせていただきました。あなたの考えと提案した私の考えは大きく差があるわけでありまして、あなたの質問に答える必要はありません。私の提案した理由に賛同いただければ、賛成をしていただきたい。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 考えが違うといきなり言われましても、私の考えというよりは質問をさせていただいたわけですし、その内容がどういう活動を指しているのかが捉えられないものですから、質問をさせていただいたわけですが、考えが乖離しているということではなかったですか、提案者の方。そのように私としては処理させていただいて、今後の採決等に加わりたいと思いますけど。

○議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

○15番（佐藤高次君） もう一回読み上げててもよろしいですよ。

提案理由が理解できなかったら。もう一回行きますか。

あなたと提案した私とは、大分考えが違います。これだけの文字にして提案した以上、これで了解していただきたい。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そのような対応でありますので、質疑のほうは終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 先に討論させていただきます。

この発議第7号に関して、日本共産党弥富市議団を代表して討論させていただきます。

まず、この辞職勧告決議の文面に関していえば、住民訴訟の件が多く含まれております。これは単に加藤明由議員の責任云々よりも、市民の権利を牽制して圧力をかけることになるかどうかの問題に発展しかねないと思います。わざわざこうした住民訴訟の件を持ち出すということは、やはりその危惧が拭えないものになります。

また、先日の全員協議会においても、行政自身が、住民訴訟は地方自治法第242条に書かれている権利であり、それ以上追求しないとしていたものをぶり返し議会が決議することではないと私は考えます。そのことを皆さんにぜひ御了承いただきまして、そのことを念頭に置いて採決に加わっていただければと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番の堀岡でございます。

反対の立場で討論をさせていただきます。

そもそも議会の自浄能力として決議をしますのは、違約があれば不信任案決議、辞職勧告決議、問責決議というのがございますが、これを決議する場合というのは、あくまでも現職において議員として、規則また条例、また議会倫理に明らかに反則していると、それを議会の中で明らかな事実としてある場合のみだと思えます。今回、当該議員さんのあくまでも議員になる前の案件でありまして、この件に関して、どういう議員としての辞職を求めるのか、また問責を求めるのか、また不信任を求めるのか、その辺りというのが明らかになっていない。私としては、不信任や辞職勧告に当たらないと判断いたしますので、反対討論とさせていただきます。あくまでも議会の自浄能力として行うのが今回の決議だというのであれば、理由としては不十分だと思えます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論ないことを確認いたしましたので、これより討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第7号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立7人でありますので、ただいま報告いたしましたとおり可否同数であります。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について、議長は賛成いたしますので、裁決をいたします。賛成です。

加藤明由議員の入場を求めます。

〔5番 加藤明由君 入場〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第21、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、これをもって、令和2年第3回弥富市議会定例議会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時02分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 佐 藤 高 清